

銃猟者に対する銃砲火薬類の保管管理等に関する指導について（依頼）

平素から銃砲火薬行政に関し、御理解と御協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。さて、皇太子御一家は、平成31年3月25日（月）から3月29日（金）までの間、御静養のため、長野県内に行啓される御予定です。

現在警察では、危害の未然防止を図るための諸対策を進めているところであります。

貴団体におかれましては、傘下各会員に対して、下記のとおり銃砲及び火薬類の適正な保管管理並びに銃砲等の携帯運搬の自粛等について、御指導を徹底していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 銃砲火薬類の盗難・紛失防止のため、法律の規定を遵守し、厳正な保管管理に努めること。
- 2 銃砲の携帯運搬にあたっては、途上における盗難及び紛失防止に配慮すること。
- 3 銃砲を運搬業者に委託して運搬する場合には、盗難及び紛失防止のための指導事項を遵守させること。
- 4 実包の譲受けにあたっては、その都度必要量を購入し、残弾が生じないようにすること。
- 5 次の日時において、対象地域内における有害鳥獣駆除及び銃砲火薬類の携帯運搬（宅配を含む）を自粛すること。

自粛要請日	自粛要請時間	自粛要請区域
3月25日（月）	11:30 ～ 13:30	長野市、須坂市、中野市全域
	13:00 ～ 0:00	下高井郡山ノ内町全域
3月26日（火）～3月28日（木）	終日	下高井郡山ノ内町全域
3月29日（金）	0:00 ～ 13:00	下高井郡山ノ内町全域
	12:30 ～ 15:00	長野市、須坂市、中野市全域

- 6 銃砲及び火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、速やかに警察へ届け出ること。